

サンデンコミュニケーションプラザ 利用約款

第1条 適用範囲

1. 当研修所が利用客との間で締結する利用契約およびこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令または一般に確立された慣習によるものとします。
2. 当研修所は、この約款の趣旨、法令および慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定に関わらず、その特約が優先するものとします。

第2条 利用契約の申し込み

1. 当研修所に利用契約の申し込みを行う場合は、次の事項を指定の様式に記入し、当研修所に申し込んでいただきます。
 - (1) 会社（団体）名、所在地、連絡先 宿泊がある場合、氏名、性別
 - (2) 利用日および利用予定時刻
 - (3) その他当研修所が必要と認める事項
 - (イ) サンデンコミュニケーションプラザ 利用申込書
 - (ロ) 懇親会申込書（懇親会ある場合）
2. 利用客が、施設の利用中に前項の利用予定時刻を超えて利用の継続を申し入れた場合、当研修所は、その申し出がなされた時点で新たな利用契約の申し込みがあったものとして処理します。

第3条 利用契約の成立

1. 利用契約は、当研修所が前条の申し込みを承諾したときに成立するものとします。ただし、当研修所が承諾しなかったことを証明したときは、この限りではありません。
2. 利用契約の所有権は申込者と当研修所に帰属し、当研修所の承諾なしに利用契約の所有権を第三者へ譲渡する場合はその効力は生じないものとします。

第4条 利用契約締結の拒否

当研修所は、次に掲げる場合において利用契約の締結に応じないことがあります。

- (1) 利用の申し込みが、この約款および当研修所の基準によらないとき。
- (2) 満室（員）により、研修室、客室に余裕がないとき。
- (3) 利用しようとする者が、利用に関し、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
- (4) 利用しようとする人が、伝染病者であると明らかに認められるとき。
- (5) 利用に関し、合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
- (6) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により利用させることができないとき。
- (7) 都道府県条例に特に規定される場合に該当するとき。

第5条 利用客の契約解除権

1. 利用客は、当研修所に申し出て、利用契約を解除することができます。
2. 当研修所は、利用客がその責めに帰すべき事由により利用契約の全部または一部を解除した場合は、別表2に掲げるところにより、違約金を申し受けます。
3. 当研修所は、利用客が連絡をしないで利用予定時刻を2時間経過した時刻になっても到着しないときは、その利用契約は利用客により解除されたものとみなし、処理することがあります。

第6条 当研修所の契約解除権

1. 当研修所は、次に掲げる場合においては、利用契約を解除することがあります。
 - (1) 利用客が利用に関し、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、また同行為をしたと認められるとき。
 - (2) 利用客が伝染病者であると明らかに認められるとき。
 - (3) 利用に関し、合意的な範囲を超える負担を求められたとき。
 - (4) 利用客が泥酔等により他の利用客に迷惑を及ぼすおそれのあるとき。
 - (5) 宿泊室での喫煙、消防防災設備等に対するいたずら、その他当研修所が定める利用規則の禁止事項（火災予防上必要なものに限る）に従わないとき。
 - (6) 都道府県条例に特に規定される場合に該当することが判明したとき。

第7条 宿泊室の利用時間

宿泊者が、宿泊室を使用いただく時間は、午後3時から翌朝9時までとします。ただし、連続して宿泊する場合には、その限りではありません。

第8条 利用規則の順守

利用客は、当研修所内においては、当研修所の定める利用規則に従っていただきます。

第9条 各施設の利用時間

1. 当研修所の主な施設等の利用時間は次のとおりとし、その他の施設等の詳しい利用時間は、当研修所のウェブサイト、パンフレット、各所の掲示等でご案内いたします。
 - (1) 受付サービス時間
 - (イ) 午前8時30分から午後5時20分まで
 - (ロ) 門限 午後10時30分
 - (2) 食堂営業時間
 - (イ) 朝食 午前8時から午前8時45分まで
 - (ロ) 昼食 午前12時から午後1時まで
 - (ハ) 夕食 午後6時から午後7時まで
 - (3) 大小浴場利用時間 午後6時から午後11時30分
2. 前項の時間は、必要やむを得ない場合には臨時に変更することがあります。その場合には、適当な方法をもってお知らせいたします。

第10条 利用料金と支払方法

1. 利用客が支払うべき利用料金等の内訳は、別表1に掲げるところによります。
2. 前項の利用料金等は、後日当研修施設指定口座への振り込みまたは、日本円現金にてお支払いいただきます。
3. 当研修所が利用客に施設を提供し、使用が可能になったのち、利用客が任意に使用しなかった場合においても、利用料金は申し受けます。

第11条 当研修所の責任

1. 当研修所は、施設利用に関連する契約の履行にあたり、またそれらの不履行により利用客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当研修所の責めに帰すべき事由によるものではないときは、この限りではありません。

第12条 契約施設の提供ができないときの取り扱い

1. 当研修所にて、利用客に契約した研修室、宿泊室等を提供できないときは、利用客の了承を得て、できる限り同一条件による他の施設等を斡旋するものとします。
2. 当研修所は、前項の規定にかかわらず、他の施設等の斡旋ができないときは、違約金相当額の補償料を利用客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、研修室、宿泊室等が提供できないことについて、当研修所の責めに帰すべき事由がないときは、補償料は支払わないことといたします。

第13条 手荷物または携帯品の保管

1. 利用客の手荷物等が、利用に先立って当研修所に到着した場合は、その到着前に当研修所が了解したときに限り責任をもって保管し、利用客の到着時にお渡しいたします。
2. 利用客が受付にお預けになった物品については、滅失、毀損等の損害が生じたときは、それが不可抗力である場合を除き、当研修所はその損害を賠償いたします。利用客が当研修所へお持ち込みになった物品の賠償は、10万円を限度といたします。
3. 利用客が退出したのち、利用客の手荷物や携行品が当研修所に置き忘れられていた場合において、その所有者が判明したときは、当研修所は、当該所有者に連絡をするとともに、その指示を求めるものとします。ただし、所有者の指示がない場合、または所有者が判明しないときは、発見日を含めて3ヶ月保管し、その後処分させていただきます。

第14条 駐車場の責任

利用客が当研修所の駐車場をご利用になる場合、車両キーの寄託に如何にかかわらず、当研修所は場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。(ただし、駐車場の管理に当たり、当研修所の故意又は過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます)

第15条 利用客の責任

利用客の故意又は過失により当研修所が損害を被ったときは、当該利用客は当研修所に対し、その損害を賠償していただく場合があります。

■別表 1

項目	内 訳
施設利用料	研修室等の利用料
宿泊利用料	基本の宿泊料（室料）
食事代	朝・昼・夕食・懇親会等の飲食料
物品貸与料金	当研修施設の有償貸与品の貸与料
その他追加料金	上記以外で発生する追加料金（コピー代等）
税金	各料金にかかる消費税

■別表 2

1日の予約の『全部』をキャンセル

	7日前	6日前	5日前	4日前	3日前	2日前	1日前	当日
施設	20%						50%	100%
宿泊	20%						50%	100%
食事	50%						100%	

1日の予約の『一部』をキャンセル

	7日前	6日前	5日前	4日前	3日前	2日前	1日前	当日
施設	0%						50%	100%
宿泊	0%						50%	100%
食事	0%						100%	

(注)

- (1) 食事について一部をキャンセルする場合、1日前の正午まではキャンセル料は発生しません。
- (2) 物品貸与料金の条件は、施設料金の場合と同じです。